

令和4年度

予 算 書

有 田 市

目 次

1. 一 般 会 計 予 算	1
2. 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	9
3. 初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算	13
4. 漁 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算	15
5. 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	19
6. 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	23
7. 上 水 道 事 業 会 計 予 算	25
8. 病 院 事 業 会 計 予 算	29

一 般 会 計 予 算

令和4年度有田市一般会計予算

令和4年度有田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,637,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 市 税			3,294,038
	1 市 民 税		1,241,990
	2 固 定 資 産 税		1,759,214
	3 軽 自 動 車 税		116,234
	4 市 た ば こ 税		176,000
	5 入 湯 税		600
2 地 方 譲 与 税			126,776
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税		79,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税		20,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税		2,776
3 利 子 割 交 付 金			2,500
	1 利 子 割 交 付 金		2,500
4 配 当 割 交 付 金			14,400
	1 配 当 割 交 付 金		14,400
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			10,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金			45,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金		45,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金			570,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金		570,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金			9,700
	1 環 境 性 能 割 交 付 金		9,700
9 地 方 特 例 交 付 金			11,000
	1 地 方 特 例 交 付 金		11,000
10 地 方 交 付 税			3,530,000
	1 地 方 交 付 税		3,530,000

款	項	金 額
11 交通安全対策特別交付金		1,500
	1 交通安全対策特別交付金	1,500
12 分担金及び負担金		49,760
	1 分 担 金	2,427
	2 負 担 金	47,333
13 使用料及び手数料		104,574
	1 使 用 料	77,132
	2 手 数 料	27,442
14 国庫支出金		3,257,406
	1 国庫負担金	1,942,515
	2 国庫補助金	1,304,692
	3 委託金	10,199
15 県支出金		1,016,365
	1 県負担金	553,430
	2 県補助金	378,421
	3 委託金	84,514
16 財産収入		11,339
	1 財産運用収入	11,138
	2 財産売却収入	201
17 寄付金		4,500,500
	1 寄付金	4,500,500
18 繰入金		2,922,226
	1 基金繰入金	2,921,341
	2 財産区繰入金	885
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金 額
20 諸 収 入		486,615
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	3,000
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	251,992
	4 雑 入	231,622
21 市 債		2,673,300
	1 市 債	2,673,300
歳 入 合 計		22,637,000

歳 出 (単位:千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		176,497
	1 議 会 費	176,497
2 総 務 費		2,411,569
	1 総 務 管 理 費	2,090,058
	2 徴 税 費	188,264
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	76,314
	4 選 挙 費	45,834
	5 統 計 調 査 費	1,548
	6 監 査 委 員 費	9,551
3 民 生 費		4,923,434
	1 社 会 福 祉 費	2,896,013
	2 児 童 福 祉 費	1,601,834
	3 生 活 保 護 費	425,287
	4 災 害 救 助 費	300

款	項	金 額
4 衛 生 費		1,541,686
	1 保 健 衛 生 費	1,273,627
	2 清 掃 費	268,059
5 農 林 費		175,302
	1 農 業 費	164,814
	2 林 業 費	10,488
6 商 工 水 産 費		4,896,181
	1 商 工 費	4,760,826
	2 水 産 業 費	135,355
7 土 木 費		1,627,130
	1 土 木 管 理 費	107,009
	2 道 路 橋 梁 費	394,445
	3 河 川 費	450
	4 都 市 計 画 費	971,405
	5 下 水 道 費	39,174
	6 港 湾 費	173
	7 砂 防 費	1,200
	8 住 宅 費	113,274
8 消 防 費		507,766
	1 消 防 費	507,766
9 教 育 費		5,257,410
	1 教 育 総 務 費	289,296
	2 小 学 校 費	195,287
	3 中 学 校 費	3,914,243
	4 社 会 教 育 費	414,698
	5 保 健 体 育 費	443,886
10 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2

款	項	金 額
11 公 債 費		1,090,022
	1 公 債 費	1,090,022
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		22,637,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎長寿命化改修工事監理業務等委託料	令 和 5 年 度	8,171千円
庁舎長寿命化改修工事費	令 和 5 年 度	112,184千円
行政情報システム借上料 (保守料含む)	令 和 5 年 度	55,932千円
	令 和 6 年 度	111,864千円
	令 和 7 年 度	111,864千円
	令 和 8 年 度	111,864千円
	令 和 9 年 度	111,864千円
	令 和 10 年 度	55,932千円
戸籍電算システム借上料 (保守料含む)	令 和 5 年 度	6,706千円
	令 和 6 年 度	6,706千円
	令 和 7 年 度	6,706千円
	令 和 8 年 度	6,706千円
	令 和 9 年 度	4,471千円
介護保険事業計画・老人福祉計画作成委託料	令 和 5 年 度	3,245千円
箕島ポンプ場等樋門更新工事費	令 和 5 年 度	180,000千円
社会体育施設指定管理料	令 和 5 年 度	19,000千円
	令 和 6 年 度	19,000千円
	令 和 7 年 度	19,000千円
	令 和 8 年 度	19,000千円
	令 和 9 年 度	19,000千円

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 用 車 整 備 事 業	5,900	証書借入 又 は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借り換えることがで きる。
防 災 事 業	6,200			
上水道事業施設整備事業	9,500			
漁 港 施 設 整 備 事 業	8,100			
都 市 下 水 路 整 備 事 業	184,500			
都 市 公 園 整 備 事 業	8,700			
都 市 計 画 街 路 事 業	180,000			
消 防 施 設 整 備 事 業	3,800			
有 和 中 学 校 建 設 事 業	2,097,400			
社会体育施設整備事業	29,200			
臨 時 財 政 対 策 債	140,000			

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

令和4年度有田市国民健康保険特別会計予算

令和4年度有田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,405,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		792,097
	1 国 民 健 康 保 険 税	792,097
2 使 用 料 及 び 手 数 料		500
	1 手 数 料	500
3 県 支 出 金		3,115,583
	1 県 補 助 金	3,115,582
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 財 産 収 入		70
	1 財 産 運 用 収 入	70
5 繰 入 金		489,324
	1 一 般 会 計 繰 入 金	359,324
	2 基 金 繰 入 金	130,000
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		8,163
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	6,510
	2 雑 入	1,653
歳 入 合 計		4,405,738

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		65,080
	1 総 務 管 理 費	61,544
	2 徴 税 費	3,210
	3 運 営 協 議 会 費	326
2 保 険 給 付 費		3,081,642
	1 療 養 諸 費	2,644,809
	2 高 額 療 養 費	418,526
	3 移 送 費	101
	4 出 産 育 児 諸 費	15,968
	5 葬 祭 費	1,950
	6 傷 病 手 当 金	288
3 国民健康保険事業費納付金		1,176,426
	1 医 療 給 付 費 分	866,317
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	227,457
	3 介 護 納 付 金 分	82,652
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		73,667
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	56,389
	2 保 健 事 業 費	17,278
6 基 金 積 立 金		70
	1 基 金 積 立 金	70
7 公 債 費		7
	1 公 債 費	7
8 諸 支 出 金		5,251
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,251
9 予 備 費		3,594
	1 予 備 費	3,594
歳 出 合 計		4,405,738

初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算

令和4年度有田市初島財産区特別会計予算

令和4年度有田市の初島財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 財 産 収 入			4,158
	1 財 産 運 用 収 入		4,158
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
3 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
歳 入 合 計			4,160

歳 出		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 総 務 費			4,059
	1 総 務 管 理 費		4,059
2 公 債 費			1
	1 公 債 費		1
3 予 備 費			100
	1 予 備 費		100
歳 出 合 計			4,160

漁業集落排水事業特別会計予算

令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算

令和4年度有田市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	分担金及び負担金		1
		1 分 担 金	1
2	使用料及び手数料		3,316
		1 使 用 料	3,312
		2 手 数 料	4
3	県 支 出 金		1,500
		1 県 補 助 金	1,500
4	繰 入 金		54,242
		1 一 般 会 計 繰 入 金	54,242
5	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
6	諸 収 入		1
		1 雑 入	1
7	市 債		11,100
		1 市 債	11,100
歳 入 合 計			70,161

歳 出	款	項	金 額
1	漁業集落排水事業費		30,366
		1 漁 業 集 落 排 水 事 業 費	30,366
2	公 債 費		39,295
		1 公 債 費	39,295
3	予 備 費		500
		1 予 備 費	500
歳 出 合 計			70,161

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用移行業務委託料	令 和 5 年 度	10,450千円

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 企 業 会 計 適 用 債	11,100	証書借入 又 は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借り換えることがで きる。

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

令和4年度有田市介護保険特別会計予算

令和4年度有田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,276,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金 額
1 保 険 料		598,727
	1 介 護 保 険 料	598,727
2 使 用 料 及 び 手 数 料		71
	1 手 数 料	71
3 国 庫 支 出 金		808,239
	1 国 庫 負 担 金	537,870
	2 国 庫 補 助 金	270,369
4 支 払 基 金 交 付 金		838,160
	1 支 払 基 金 交 付 金	838,160
5 県 支 出 金		455,503
	1 県 負 担 金	425,947
	2 県 補 助 金	29,556
6 財 産 収 入		15
	1 財 産 運 用 収 入	15
7 繰 入 金		549,698
	1 一 般 会 計 繰 入 金	528,698
	2 基 金 繰 入 金	21,000
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		26,012
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	26,011
歳 入 合 計		3,276,426

歳 出		(単位:千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		87,823
	1 総 務 管 理 費	59,668
	2 徴 収 費	1,709
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	26,446
2 保 険 給 付 費		2,965,566
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,643,160
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	89,900
	3 そ の 他 諸 費	2,200
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	78,230
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	13,463
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	138,613
3 基 金 積 立 金		3,150
	1 基 金 積 立 金	3,150
4 地 域 支 援 事 業 費		215,882
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	136,392
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,948
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	65,138
	4 そ の 他 諸 費	404
5 諸 支 出 金		3,005
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,005
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,276,426

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度有田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ859,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		328,074
	1 後期高齢者医療保険料	328,074
2 使用料及び手数料		60
	1 手 数 料	60
3 繰 入 金		527,245
	1 繰 入 金	527,245
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		4,214
	1 延滞金、加算金及び過料	79
	2 償還金及び還付加算金	1,570
	3 雑 入	2,565
歳 入 合 計		859,594

歳 出		(単位:千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		20,856
	1 総 務 管 理 費	19,808
	2 徴 収 費	1,048
2 後期高齢者医療広域連合納付金		836,868
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	836,868
3 諸 支 出 金		1,570
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,570
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		859,594

上 水 道 事 業 会 計 予 算

令和4年度有田市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度有田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,700 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	5,000,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	13,699 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設・布設替事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	527,890 千円
第1項 営業収益	506,374 千円
第2項 営業外収益	21,516 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	461,090 千円
第1項 営業費用	412,402 千円
第2項 営業外費用	47,688 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 267,626千円は、当年度分損益勘定留保資金 170,101千円、建設改良積立金 61,407千円、減債積立金 20,000千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,118千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	128,407 千円
第1項 企業債	55,000 千円
第2項 出資金	9,541 千円
第3項 国庫補助金	18,666 千円
第4項 補償金	45,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	396,033 千円
第1項 建設改良費	289,277 千円
第2項 企業債償還金	106,756 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道施設整備事業	千円 55,000	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用 5,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 76,476 千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、370千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,105千円と定める。

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

病 院 事 業 会 計 予 算

令和4年度有田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度有田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	一 般	108 床
		感 染 症 (休止病床・疑い病床含む)	45 床
(2)	当 年 度 患 者 数	入 院	31,025 人
		外 来	67,068 人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	入 院	85 人
		外 来	276 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、退職給付費に充てるため退職手当債650,000千円を借り入れる。

収 入

第1款	病 院 事 業 収 益	3,819,075 千円
第1項	医 業 収 益	2,122,585 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,396,490 千円
第3項	特 別 利 益	300,000 千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	4,302,962 千円
第1項	医 業 費 用	4,173,060 千円
第2項	医 業 外 費 用	128,902 千円
第3項	予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額107,392千円は当年度分損益勘定留保資金107,392千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	143,229 千円
第1項	企 業 債	20,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	123,229 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	250,621 千円
第1項	建 設 改 良 費	48,603 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	202,018 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院開院支援業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	28,490 千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院施設整備事業	千円 20, 000	証書借入 又 は 証券発行	年3.5%以内	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
退職手当債	千円 650, 000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との相互流用 5, 000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2, 933, 069 千円

(2) 交 際 費 400 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106, 684千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、232, 109千円と定める。

令和4年3月2日 提出

有田市長 望 月 良 男

